

木とふれあう環境づくり推進事業募集要領

(木製品の開発及び普及)

1 事業の趣旨

県産材を積極的に活用し、県産材の利用が広がる木製品の開発及び普及に関する取組を県民から公募し、選定された者に対して支援することにより、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図る。

2 募集対象

募集の対象は、次の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 対象となる取組

県産材の需要拡大につながる製品等の商品化に向けた開発及び普及に関する取組とする。

(2) 開発する木製品の要件

開発する木製品（一般枠、学生デザイン活用枠）は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- ① 製造技術等に新規性・機能性等の特徴があり、かつ需要が見込まれるものであること。
- ② 開発する木製品は、「みんなの森づくり県民税」を活用して製作されたものであることを表示すること。
なお、表示にあたっては可能な限り木製資材を使用すること。
- ③ 特許権等の知的財産権を侵害していないこと。

(3) その他

当年度の事業実施期間内に木製品の開発及び普及が完了することが確実にであると認められるものとする。

ただし、木製品の開発又は普及、どちらかのみを取組は対象外とする。

また、次のいずれかに該当するものは、応募できないものとする。

- ① 国及び県から補助・助成を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- ② 政治的又は宗教的活動に資すると認められるもの
- ③ その他「みんなの森づくり県民税関係事業」としてふさわしくないと認められるもの

3 申請者の応募要件

(1) 一般枠

県内の森林組合等協同組合、林業者・木材関連業者等で組織する団体、その他県産材の利用に取り組む団体・法人（民間企業）とする。

(2) 学生デザイン活用枠

県内の建築系またはインテリア系の学科を有する学校とする。

なお、応募にあたり、木製品の試作・試験など学校単独で対応が困難な場合、関係業者や関係機関等の協力を求めることができるものとする。

(3) その他

次のいずれかに該当する者は応募，又は学校の応募に協力できないものとする。

- ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- ② 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体等

4 補助対象経費

補助対象となる経費は，次のとおりとする。

費 目	内 容	備 考
賃 金	木製品の開発及び普及に必要な 労務費	木製品の開発及び普及 に要する最小限の額
報 償 費	アドバイザー等に対する謝金	〃
旅 費	〃 旅費	〃
需 用 費	消耗品費，印刷製本費 (光熱水費，修繕費)	〃
役 務 費	広告費，通信運搬費等	〃
委 託 料	委託に要する経費	〃
使用料及び 賃 借 料	会場借上料等(土地借上料は除く)， 機械器具の借上料等	〃
工事請負費	開発に係る工事請負費	〃
原 材 料 費	原材料，資材等の購入費	〃
備品購入費	事業執行上必要で，かつ，汎用性の ないもの	〃
そ の 他	別途協議	〃

5 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和9年3月19日までとする。

6 補助金額

補助金の額は，次のとおりとする。

(1) 一般枠

補助金の額は，木製品の開発及び普及に関する取組に要する経費の1/2以内とし，千円未満の端数は切り捨てる。

ただし，補助金の上限額は200万円とする。

(2) 学生デザイン活用枠

補助金の額は，木製品の開発及び普及に関する取組に要する経費の10/10以内とし，千円未満の端数は切り捨てる。

ただし，補助金の上限額は100万円とする。

7 応募期間と応募方法等

(1) 応募期間

令和8年4月8日(水曜日)～6月5日(金曜日)

(2) 応募方法

応募書類を応募先まで郵送又は持参すること。

(3) 応募書類

次の①～⑤の応募書類のすべてをA4版で提出すること。

なお、応募後、追加資料を求められた場合は、それに応じるものとする。

- ① 応募申請書（様式1，様式2，様式3，様式4）
- ② 位置図（製品開発の実施予定箇所，実証試験予定箇所等を記入したもの）
- ③ 設計図（立面図，平面図）又は完成イメージ図（カラー印刷）
- ④ 開発フロー図（設計，試作，実証試験，製品普及等事業の主要過程や各過程の実施予定時期等を記載したもの）
- ⑤ 見積書（機械，装置等備品を購入する場合は見積書を添付すること）

(4) 応募先

申請者の所在地を管轄する県地域振興局，支庁，熊毛支庁屋久島事務所に提出する。

8 補助対象事業の選定及び通知

(1) 事業の選定

外部専門家等で構成される事業選定委員会において，応募申請書に基づき審査し，補助対象事業を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は，応募したすべての者に通知する。

なお，事業効果を発揮させるため，選定した事業計画に修正又は条件を付すことがある。

(3) 採択の取消し

採択後に応募要件に該当しないことが判明した場合，また，申請書類に虚偽の記載があった場合は採択を取り消すことがある。

9 知的所有権の帰属

開発の成果として，知的所有権を得た場合の所有権は，原則として申請者に帰属する。

10 その他

補助金の交付等に係る細部事項は，知事が別に定める。

また，事業完了後の木製品等の写真を県のホームページやパンフレット等で使用することに同意するものとする。

附則

この要領は，令和8年4月1日から施行する。